

議第16号

高山市消防団条例の一部を改正する条例について

高山市消防団条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年2月28日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

消防団員の資格要件の見直しを行うため改正しようとする。

高山市消防団条例の一部を改正する条例

高山市消防団条例（昭和39年高山市条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(任命)</p> <p>第3条 消防団長は消防団の推薦に基づき市長が任命し、消防団長以外の消防団員は、次の資格を有する者のうちから市長の承認を得て、消防団長が任命する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>年齢18歳以上50歳以下の者。ただし、部長以上及び災害活動団員は、この限りでない。</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p>(任命)</p> <p>第3条 消防団長は消防団の推薦に基づき市長が任命し、消防団長以外の消防団員は、次の資格を有する者のうちから市長の承認を得て、消防団長が任命する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>年齢18歳以上の者</u></p> <p>(3) (略)</p>

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。